

1 民事調停法第17条決定を受け入れる専決処分及び専決処分した事件の承認を求めることについて

【提 案】 社会教育部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 本案件については、専決処分を行ったことに対する報告と、専決処分した事件の承認を求める議案についての承認、2件であるという認識で良いか。
⇒ 専決処分の報告が承認されれば、当然に議案となることから、2件分であるという認識で良い。
- ・ 相手方である三者の割合が同額である理由は何か。
⇒ 責任分担の確定が非常に困難であるということから、裁判所から割合は三者均等でどうかという提案がなされているところである。
- ・ 当時転倒した移動式ベンチ屋根はその後どのように取り扱ったのか。
⇒ 使用せずに花屋敷グラウンドに保管されている。
- ・ 今回の案件は全国市長会の保険の対象外だったのか。
⇒ 対象外であった。
- ・ こういった事故が発生したことを踏まえ、教育委員会としてどのように対応したのか。
⇒ 当時は担当の顧問が一人で指導していたため、この事案発生後は複数の指導者のもとで部活動を行うこととした。
- ・ 損害賠償事件は事件が起こった日から遅延損害金が発生することに注意してほしい。

2 宝塚市公共施設等総合管理計画〔改訂版〕(案)に係るパブリック・コメントの実施結果について(報告)

【報 告】 企画経営部

【質疑等】

- ・ 前回の都市経営会議での指摘を受けて、市民等からの意見に対し、より詳しく回答するよう調整を行った。

3 令和4年度(2022年度)宝塚市防災会議及び宝塚市国民保護協議会資料について(報告)

【報 告】 都市安全部

【質疑等】

- ・ 「Ⅱ宝塚市国民保護計画(令和4年度(2022年度))見直しについて(諮問事項)」の2、3)の(1)について、記載されている訓練を実践的なものにするには現実的に大

変だと思うが記載しても差し支えないのか。また、5)の(3)について、弾道ミサイルの攻撃をただ周知しても不安を煽るだけであるため、どのように周知するかが重要だと思う。

⇒ 国民保護計画は県からの準則に沿った計画であり、変更も準則にならう必要がある。

訓練については、国が事実上主導となる訓練が兵庫県で実施される場合は本市も参加することになり、それを見越した計画の修正だと理解いただきたい。弾道ミサイルについての周知は、国の情勢に合わせ必要に応じて周知の回数をコントロールしていきたい。

- ・ 「宝塚市国民保護計画の見直しにかかる変更前後対照表」の第2節、3の(1)【参考：防災のための相互応援協定一覧（近隣）】②で、構成市町の欄に全国特例市20市とあるが、全国施行時特例市が正しいのではないか。また、(2)で協定の後に「書」の一文字を追記しているが、この修正の意図はなにか。

⇒ 全国施行時特例市に修正する。「書」の追記については、地域防災計画に各協定書や協定を一覧で掲載しており、そちらと整合を図ったものである。